

松江市告示第 489 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、障害者総合支援法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 3 年 8 月 17 日

松江市長 上 定 昭 仁

| 事業者の名称及び所在地                             | 事業所の名称及び所在地                            | 指定年月日             | 指定した事業      | 事業の主たる対象者 | 事業所番号      |
|---|--|-------------------|-------------|-----------|------------|
| 株式会社土屋<br>岡山県井原市井原町 192-2 久安セントラルビル 2 階 | ホームケア土屋島根<br>松江市学園南 1 丁目 9-19 竹政ビル 202 | 令和 3 年 9 月<br>1 日 | 居宅介護、重度訪問介護 | 特定なし      | 3210101642 |